

(令和6年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 宇治田原町 (都道府県: 京都府)

本事業の担当部局名 まちづくり推進課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)			
個別事業名	宇治田原町「ハートのまち」結婚新生活支援事業費補助金	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	900,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 宇治田原町では、令和2年度からを期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」、そして同じく令和2年度からを期間とする「第5次まちづくり総合計画・後期基本計画」及びこれに含まれる「まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期地域創生総合戦略)」において、少子化対策と人口減少対策を重要課題の一つに据えている。これら計画においては各前期計画から引き続き、「子どもはまちの未来」という基本理念や「若い世代の希望をかなえ元気なうじたわらっ子を育む」戦略を掲げ、一体的な少子化対策・子育て支援に継続して取り組んでいるが、総人口及び18歳未満の子ども人口の減少傾向に歯止めがかからず、出生の動向においても合計特殊出生率は平成27年~H29年は国・京都府を下回、出生数も平成29年度まで続いた減少傾向にいったん歯止めがかかったものの令和元年度以降は再び減少が続くなど、施策効果が短・中期的には表れていない状況となっている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞ ※全事業共通 「第2期子ども・子育て支援事業計画」に掲げる「子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子」を基本理念に掲げ、計画の基本的視点として引き続き少子化対策を進める。</p> <p>＜本個別事業の位置付け＞ 各計画に基づく「子どもはまちの未来」という基本理念や「若い世代の希望をかなえ元気なうじたわらっ子を育む」戦略のもと、妊娠、出産から子育てまでの切れ目ない支援と合わせて、若い世代の希望を叶えるための経済的不安を軽減し、元気なうじたわらっ子を育む住環境を創る。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	左記に加え、「夫婦の一方が39歳以下、かつ、もう一方が49歳以下の世帯」
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	夫婦の一方が39歳以下、かつ、もう一方が49歳以下の世帯の場合、各費用に係る合計が30万円	
【対象費目】				
<input type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input type="checkbox"/> 引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無				
※(注)3 【その他独自要件】				

2. 申請見込

①新規世帯見込	2	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	1	世帯		
	その他	1	世帯		

【世帯数積算根拠】

※2件については、町が把握する「婚姻とともに住宅取得し移住定住した世帯」のR元～R3年度の3か年度間の平均から算出。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	3 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	3 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	1 世帯 × 600,000 円 =	600,000	円
(その他)	1 世帯 × 300,000 円 =	300,000	円
	(継続補助)	0	円
		左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

本事業に係る独自チラシを作成し、町内新興住宅地の販売業者を通じた配布のほか、京都府施設での配架、京都府主催の移住セミナー等でも積極的に配布・周知する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	出生数		人	304 (R3～7累計)	56 (H30)
中学生以下の児童がいる世帯数(住民基本台帳)		世帯	610 (R6)	617 (H30)	
合計特殊出生率			1.70 (R7)	1.31 (H30)	
※上記いずれも第5次まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げたKPI目標・現状値					
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.31 (H30)	
	婚姻件数		件	35 (R4)	
	婚姻率			3.93 (R4)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	85	100 (R4)
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	75	100 (R4)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	75	67 (R4)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	京都府設置の「京の田舎ぐらし・ふるさとセンター」等の施設でチラシ等の配架協力を行うほか、「京都移住コンシェルジュ」との連携、府主催移住セミナー等への積極的参加により本町への移住希望者に対して勧奨を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	本町が移住定住者の受け皿として運営する「空家バンク」協力事業者(本町の研修を受けた宅地建物取引業者)、町内新興住宅地の販売業者と協力し、チラシの配布、制度周知を図る。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。